平成２１年（フ）第９３７１号
大阪府寝屋川市新家１丁目４番４号
債務者　小林　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５１３号
大阪市北区天満橋１丁目２番20―201号
債務者　和泉　知未
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５３４号
大阪市此花区高見１丁目７番13―410号
債務者　山本加惠子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５６７号
大阪府寝屋川市寿町９番７号
債務者　川原　丈知
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５７１号
大阪市平野区加美東４丁目２番33号　アネックス平野303号
債務者　深沢　正彦
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８２号
大阪府枚方市星丘１丁目17番３号
債務者　北口　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８３号
大阪府枚方市星丘１丁目17番３号
債務者　北口真由美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８４号
大阪市東成区大今里２丁目21番４号　ハイヴィレッヂ302号
債務者　蓮岡　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５９８号
大阪市浪速区桜川２丁目10番２―514号
債務者　小原　千代（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５９９号
大阪府枚方市岡山手町６番10―21号
債務者　内田　　覚
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６０４号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目10番９―302号
債務者　町田　一枝
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１１号
堺市北区金岡町1977番地34、申立時の住所堺市北区金岡町1977番地６
債務者　マツイタイルこと　松井　敏幸
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
堺市北区金岡町1977番地34、申立時の住所堺市北区金岡町1977番地６
債務者　松井美代子（旧姓猪俣）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
堺市美原区多治井232番地165
債務者　中浦　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６７２号
堺市北区長曽根町1912番地１
債務者　福永　捷子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６８６号
堺市東区大美野40番地４　フレグランス大美野106号
債務者　岩崎　憂樹（旧姓大屋・田麥）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７０４号
大阪府松原市三宅中５丁目１番16号
債務者　小川　啓子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係